

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

事業者資料

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画

環境影響評価方法書に関する補足資料

1 3 土壌汚染対策法に基づく区域の指定について . . . . . 1

平成27年3月27日

横浜市

### 1.3 土壤汚染対策法に基づく区域の指定について

小柴貯油施設の跡地については、平成 27 年 3 月 13 日付で、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定がされました。(別紙)

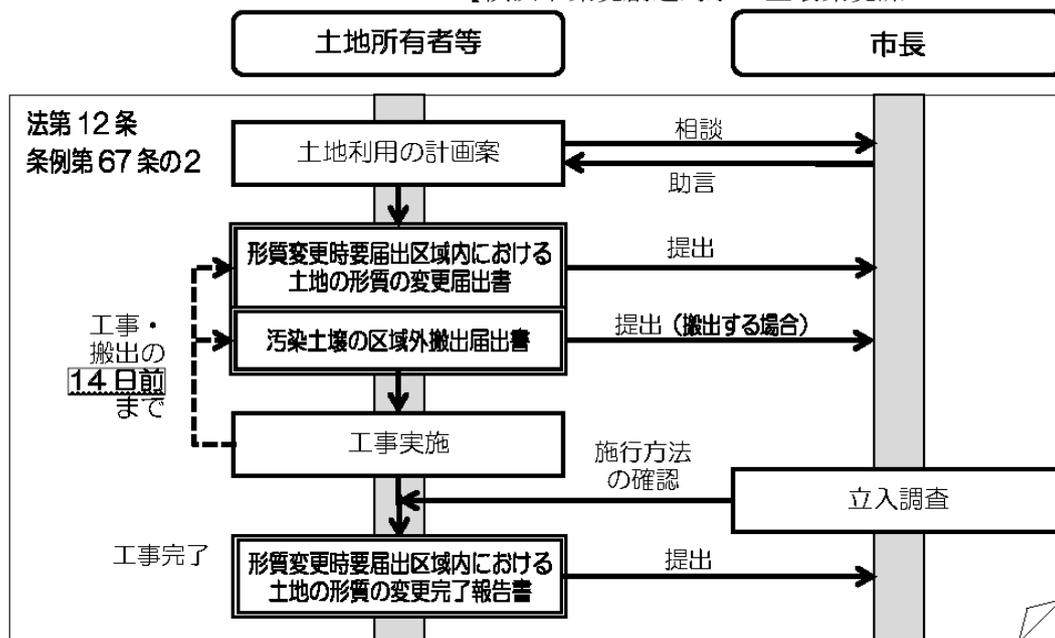
#### (1) 形質変更時要届出区域とは

形質変更時要届出区域とは、土壤に含まれる有害な物質の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことです。汚染土壤の浄化義務はありませんが、汚染土壤が区域外に飛散等しないように維持管理することが必要です。汚染が拡散するおそれが生じた場合は、「要措置区域」に指定替えされることもあります。

土地の形質の変更時には届出をする必要があります(法第 12 条第 1 項)。工事の方法が、土壤汚染対策法施行規則第 53 条に定める土地の形質の変更の施行方法に関する基準に適合する必要があります。

#### (2) 形質変更時の手続について

【横浜市環境創造局水・土壤環境課ホームページより】



#### (3) 指定にあたって行った敷地周辺の飲用の井戸の有無の確認についての補足

土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(平成 24 年 8 月 環境省)に基づき、地下水が到達し得る範囲を設定して調査を行いました。

○ 平面的範囲の拡がりの考え方

地下水の主流動方向の左右それぞれ 90 度の全体で 180 度かつ水理基盤となる山地等及び一定条件を満たした河川を超えない範囲

○ 距離の考え方

敷地内最下流の調査地点から 1,000m (敷地内の地下水汚染物質のうち、最も移動速度が速いベンゼンが 100 年間で移動する距離)

## 横浜市公告第194号

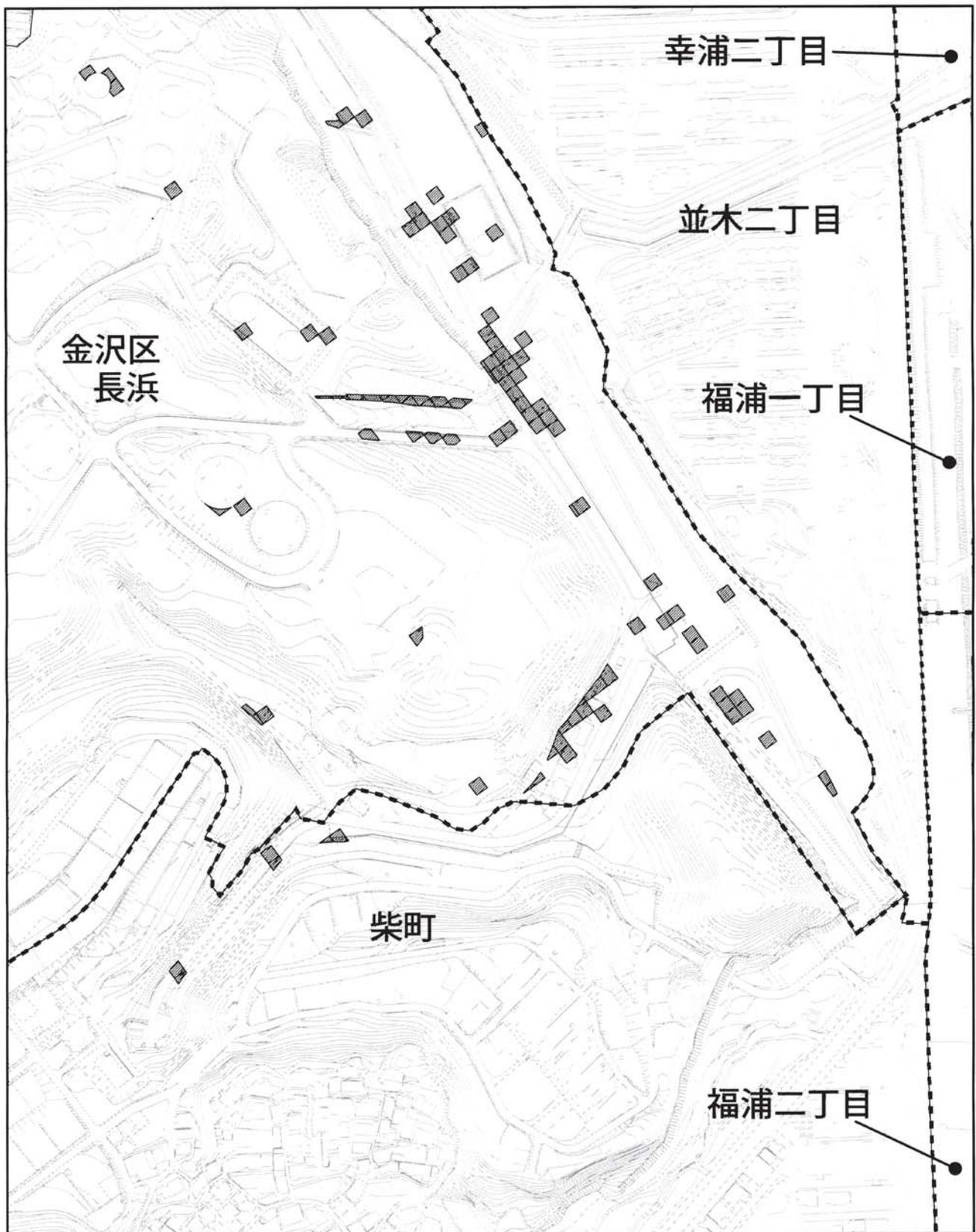
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定  
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

平成27年3月13日

横浜市長 林 文子

- 1 形質変更時要届出区域の所在地  
金沢区柴町及び長浜地内（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ベンゼン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



形質変更時要届出区域: 

0 20 40 80 120 160  
メートル

